

鳥取県企業局訓令第1号

鳥取県企業局被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局被服貸与規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局被服貸与規程（昭和38年鳥取県企業訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後					改正前				
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、鳥取県企業局職員の安全と業務の能率向上を図るため、被服の貸与について必要な事項を定めるものとする。</p>					<p>（目的）</p> <p>第1条 この規程は、鳥取県企業局職員の安全と業務の能率向上を図るため、被服の貸与について必要な事項を定めることを目的とする。</p>				
別表（第2条、第6条関係）					別表（第2条、第6条関係）				
被服の貸与を受けることができる職員	種類	数量	貸与期間(月)	摘要	被服の貸与を受けることができる職員	種類	数量	貸与期間(月)	摘要
略					略				
2 事務所に勤務する職員（1に掲げる職員を除く。）	作業上着（冬上着）	2	36		2 事務所において発電所の保守管理に従事する職員	作業上着（冬上着）	2	36	
	作業上着（夏上着）	2	24			作業上着（夏上着）	2	24	
	作業ズボン	2	24			作業ズボン	2	24	
	作業帽	1	24			作業帽	1	24	
	運動靴	2	24			運動靴	2	24	
	又は地下足袋					又は地下足袋			
	雨がっぱ	1	36			雨がっぱ	1	36	
	ゴム製長靴	1	24	発電所の保守管理		ゴム製長靴	1	24	保守員にあつて

				業務に従事する現業職長及び管理技術員にあつては、貸与期間を12月とする				は、貸与期間を12月とする	
	防寒着	1	36			防寒着	1	36	
					3	事務所に勤務する職員（1及び2に掲げる職員を除く。）	作業上着（冬上着）	2	36
							作業上着（夏上着）	2	24
							作業ズボン	2	24
							作業帽	1	24
							運動靴	2	24
							又は地下足袋		
							雨がっぱ	1	36
							ゴム製長靴	1	24
							防寒着	1	36
					4	本局において運転士の職務に従事する職員	運転服（上着）	1	36
							運転服（ズボン）	2	48
							盛夏シャツ	2	48
							盛夏ズボン	2	48
							防寒着	1	60
							布製手袋	4	12
							ゴム製半長靴	1	24
3	略								
5	略								

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。